



パンプローナ市から贈られたカップとボール

パンプローナ市から贈り物

“少年サッカーの育成に役立ててください”と、姉妹都市・パンプローナ市から山口市にカップ2個とサイン入りサッカーボール1個が贈られました。パ市在住の村松文子さん夫妻がチョラウト・パ市長から預って来たもので、3月1日市役所を訪れ、小林市長に手渡しました。パ市とは昭和54年に姉妹都市縁組を結び、その後子供たちが作品の交換などを続けています。今回贈られたカップは、両市のスポーツを通しての交流の絆を深めてくれるでしょう。

国道9号山口バイパスが4車線に広がりました
横断するときは
必ず、地下道か横断歩道を渡りましょう

交通事故状況(2月)

- 発生件数 45 (累計 100 / 昨年 90)
- 死亡者 1 (累計 2 / 昨年 4)
- 負傷者 45 (累計 110 / 昨年 109)

3月市議会(定例会)が始まりました 会期は3月22日まで(45議案)

新年度予算などを審議する、昭和63年第1回市議会(定例会)が、2月29日から始まりました。会期は3月22日までの23日間で、初日に提案された議案は、予算が18件、条例が12件、事件議決が15件の合わせて45件です。

小林市長は、市議会の初日、これらの議案について、その要旨を説明するとともに、次のような市政概況報告と新年度に向けての予算編成方針を説明しました。(市議会で決まった内容は、次号で紹介します。)

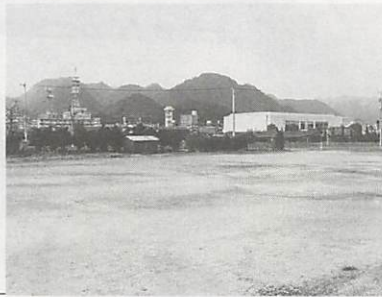
市政の概況

コンピュータ専門学校の誘致について

本市は、行政、教育、文化、情報等の高次都市機能の集積した中核都市の形成を目指し、

諸施策を展開しており、その中の一つとして、これからの高度情報社会へ対応できる人材を育成し、地域に定着させ、活性化を図るため、専門学校を誘致を働きかけていました。このたび、株式会社コアが高等教育機関として、山口市に学校法人を設立し、コンピュータ専門学校を開校すること

コンピュータ専門学校の建設予定地(富田原町)



とについて基本的な合意し、去る2月20日仮協定を締結しました。

この専門学校は、地域と連携した地方産業の新しい担い手のためのコンピュータ専門機関で、生きた実践力のある人材を育て、地域に定着さすという目的をもっており、本市の希望をかなえる学校であると考えています。

学校規模等の内容は、情報システム工学科、OAビジネス科、SE専攻科の1年から3年制で総定員は360人を予定し、山口市富田原町に校舎を建設し、熊野町に建設計画の(仮称)高度情報通信機

点施設の中に実習室を設け、昭和64年4月開校を予定しています。

これに対する財政等の支援については、市有地の譲与及び無償貸付のほか校舎建設等に対する補助として、3億円を限度として10年間で補助することとし、これらの関係議案を本議会においてご審議をお願いいたしています。

公共下水道(事業)の計画変更認可に係る都市計画決定について

公共下水道事業は、中心市街地の湯田、白石及び大殿地区一帯の6百56畝を都市計画決定並びに事業認可を受け、計画的に推進していますが、その進捗状況は、本年度末には面的整備が4百70畝となり、既認可区域の72%の整備を終える見込みです。

この時期に更に新しい計画区域の設定が必要と考えられますので、近年、人口増加の著しい市街地周辺地域である朝倉、宮野、吉敷、大蔵、平川及び大内地区の一部について合計9百75畝を新たな公共下水道の区域として、去る2月26日に県の都市計画地方審議会の審議を経て、このほど県知事の承認のもとに都市計画決定をしたところです。



本年度末には、4百70畝の面的整備を終える公共下水道工事(写真は大殿)

今後、新しい都市計画決定区域における公共下水道事業を実施していくためには、下水道法の定めによる建設大臣の事業計画変更認可を受けることが必要となるので、ただいま申請の諸準備をしています。事業認可は7百19畝程度を昭和63年度の早い時期に受ける予定にしています。

水道事業について

昭和58年度から実施している第7次拡張改良事業は、主として広域水道企業団からの受水計画にもとづく配水池の築造並びに未給水地域への給水を図るため年次計画に添って配水管布設工事を進めています。第7次拡張改良工事は昭和65年度までとなつていま

4月から
無料法律相談を
毎月実施します

市では、今まで、弁護士さんによる無料法律相談を奇数月の第2月曜日に開いていましたが、4月から次により、毎月開きます。

○日時 毎月第4水曜日(午後一時から受付)
○会場 白石公民館(中央二丁目5-1)



詳しくは、市広報課市民相談室(☎22-411)へ

市議会の日程

- ▽2月29日 議案説明
- ▽3月7日・8日・9日・10日 一般質問・質疑
- ▽3月11日・14日 教育民生委員会、建設委員会
- ▽3月15日・16日 総務委員会、経済委員会
- ▽3月22日 委員長報告・討論・採決



香山公園で

予算の編成方針

(要旨抜粋)

すが、本年度末の進捗率は、66・8割の予定です。
このうち昭和62年度事業については、大内間田配水池築造工事完成と関連の配水管布設工事を行い、本年4月から日量2千立方分の受水を開始することとしています。

今後は、高台地区への給水

本市の法人市民税の比重は相対的に低く、今年度改正の個人市民税減税の影響によって市税収入の伸びが大きく期待できず、依然として厳しい財政運営を余儀なくされています。しかしながら、限られた財源の効率的配分に配意し、社会経済情勢の変化に伴う新しい行政需要に対応するとともに、生活関連事業に積極的な取り組みを図っています。

範囲を拡大するとともに豊富な水量と水圧の安定化を図るため、管網整備を行って、より長期安定供給を図りたいと考えています。
一方、昨今の水需要の動向は、昭和62年度決算見込みで総配水量は、1千38万2千立方分で昨年度実績より1・

7割の増で、一日平均に換算すると3万1千83立方分となっています。
こうした状況の中で、昨年12月以降晴天が続き、北部地域の各水源地の揚水量が激減し例年以上の渇水になっています。近日少量の降雨があったが、

共下水道、都市下水路等の整備、交通安全施設の整備を進め、居住環境の整備をはかるほか、自然災害の防止のために海岸保全、河川改良、ため池改良、砂防事業などを進めるとともに消防施設の整備充実に努めます。

策」を基本理念として、うるおいとふれあいのある住みよいまちづくりをすすめるよう、次の5つの柱をたてました。

■都市基盤の整備

高度情報化としてのテレビピア及びニューメディアコミユニティ構想にかかげる中核的機能の集積に努めるとともに

また、斎場と市営墓地の造成を進めます。

「うるおい」と「ふれあい」のある住みよいまちづくり

に、宇宙通信基地の建設や高度情報通信拠点施設の建設が進む中で、それらの情勢に対応した都市づくりを進めたい。

また、国道、県道を含めた広域的な総合交通体系が確立されるよう努力するとともに、道路の整備を進めます。

■生活環境の整備

都市公園の整備、公

整備を進めるとともに、企業誘致を積極的に推進し、就業機会の創出に努めます。

■産業の振興

農業基盤の整備、農業経営の近代化と安定化を促進するとともに林業、水産業の振興を図ります。商工業、観光振興については、商工業の育成と温泉を活かした、特色あるまちの観光開発に努めます。

また、山口テクノパークの整備を進めるとともに、企業誘致を積極的に推進し、就業機会の創出に努めます。

■福祉の充実

高齢化社会に対応した生きがい対策を進め、市民のふれあいの場の確保に努め、障害者、お年寄りに対して思いやりのあふれるまちづくりに配慮します。また、児童の健全育成、働く婦人の福祉の向上に努めます。

また、市民の健康意識を高め、成人病をはじめ各種の保健対策の充実に努めます。

■教育文化の向上

新設中学校の建設をはじめ教育施設の整備に努めるとともに、社会教育の振興を図り、青少年の健全育成に努め、地域ぐるみで親しむスポーツの振興等、健全な体と豊かな心を持った人づくりを目指すとともに、心のふれあうコミュニティの形成を図り、住みよい地域づくりに努めます。

また、芸術文化の向上、学園都市としての環境整備、同和教育の推進に努めます。

不動産(土地)の公売

■日時 4月15日午前10時～10時30分

■場所 市役所第一会議室(1階)

■公売する不動産 ①所在：大字宮野下字門前1-1 ②番3 ③地目：田 ④地積：公簿上370㎡

■入札に参加することができ、入札保証金、印鑑を持参しておいでください。

■入札に参加することができ、入札保証金、印鑑を持参しておいでください。

■入札に参加することができ、入札保証金、印鑑を持参しておいでください。

■入札に参加することができ、入札保証金、印鑑を持参しておいでください。

転出・転居される時は4日前までに水道局にご連絡を

3月・4月は転出・転居の多い時期です。水道局に連絡してください。水道は転出・転居される日までご使用できます。転居される時は、予定日の4日前までに使用者番号を確認し、水道局業務課(宮島町7-1 ☎22-1000)へご連絡ください。なお、水道料金などのお問い合わせの時には使用者番号をおたずねください。

アーチェリー会員を募集

■日時 4月24日、5月22日、6月12日、7月17日、8月21日、9月18日、11月13日午後2時～4時

■会場 一の坂ダム運動広場(市アーチェリー協会練習場)

■参加資格 中学生以上

■服装 スポーツに適した

■申込先 市アーチェリー協会事務局兼重サツ子さん(大字吉田山口大学理学部内 ☎22-16111 内線355-356)へ

■申込期限 期日の1週間前(当日参加可)

■申込先 市アーチェリー協会事務局兼重サツ子さん(大字吉田山口大学理学部内 ☎22-16111 内線355-356)へ

■申込先 市アーチェリー協会事務局兼重サツ子さん(大字吉田山口大学理学部内 ☎22-16111 内線355-356)へ

こくみん けんごうほけん



会社を退職し 保険がないのですが

問 会社を退職して6か月になりません。病院に行きたいのですが、保険証がありません。どうしたらよいでしょうか。

答 すぐ、国保に加入してください。手続きは、健康保険をやめた証明書または退職証明書と印鑑を持って、市保険年金課または各出張所

国保なんでも相談室

病気になったり、けがをしたときに、お金がなくてお医者さんにかかれない……ということのないよう、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつが、「国保」です。

また、「退職者医療制度」も国保に含まれます。

です。国保への加入は届け出をされた日からではなく、健康保険をやめた日からですので、保険料もその月までさかのぼって納めなければなりません。国保には、会社の健康保険などに加入している人、または生活保護を受けている人以外の人は、すべて加入しなければなりません。届き出が遅れないよう、十分注意してください。

健康状態を 調べたいのですが

問 国保に加入していますが、自分の健康状態を調べてみる良い方法はないでしょうか。

答 つに「外来人間ドック」というのがあります。

保険の種類が 変わったのですが

問 会社に勤め始め、会社の保険証をもらいました。今までの国保の保険証は、どうしたらよいでしょうか。

答 会社の保険証をもらったら、14日以内に国保の保険証と会社の保険証の両方に印鑑を持って、市保険年金課または各出張所へ届けてください。



手続きをしないと、いつまでも保険料がかかりますので、必ず届けてください。



これは、検査費用の1割の自己負担（およそ3千円）で健康診断のための検査が受けられるというものです。ただし、一人年1回に限りです。検査の内容は、一般理学検査、血液化学検査、胃や食道のレントゲン検査、心電図検査などで、約半日ですみます。市保険年金課または各出張所で申し込んでください。

手続きに必要なもの

- ◆ 転入してきたとき
 - 印鑑
- ◆ 職場の健保をやめたとき
 - 印鑑
 - 健保をやめた証明書または退職証明書
- ◆ 子供が生まれたとき
 - 印鑑
 - 保険証
 - 母子手帳
- ◆ 生活保護を受けなくなったとき
 - 印鑑



もし、届け出が遅れると…

保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。また、保険料は国保の加入資格ができたその月から納めることになっているので、届け出が遅れるとその月までさかのぼって納めなければなりません。なお、やめる届け出が遅れ資格がすでにないのに、国保の保険証で治療を受けた場合には、市で負担した医療費をあとで返していただくこととなります。

届け出は 14日以内に すませましょう



あなたの保険料が国民健康保険を支えます

【納期】
下表のとおり、年10回払いです。

【納付義務者】
国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主となります。

【保険料の額】
各世帯ごとに、
①所得割②資産割③均等割④平等割の4つを基礎に算出し、6月中旬に年間の保険料を世帯主あてにお知らせします。

【納付方法】
納付組織制度
婦人会や町内会により保険料をとりまとめて納付してもらうもので、地域内の交流にもつながります。

国民健康保険料の納期

期別	納期限
第1期	6月30日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	12月28日
第8期	1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

※納期限が日曜日の場合はその翌日となります

【国保に年度途中で加入したときの保険料】
加入した月(前の医療保険を喪失した月、または他の市町村から転入した月)以降の保険料を月割りで計算します。

また、国保をやめるときには、やめた月の前月までの保険料を月割りで計算します。

【口座振替制度】
市内の金融機関(郵便局は除く)にあるあなたの口座から、各納期の最終日に自動的に納付してもらえます。申し込みは、通帳と印鑑を持って金融機関でしてください。

【国民健康保険推進員制度】
納付組織、口座振替以外の人について推進員が訪問徴収するもので、市内の一部(大殿・白石・湯田・宮野・大内・吉敷・大歳・平川地区)で実施しています。

詳しくは、市納税課(☎224111)へ

問
交通事故でけがをしたとき、国保は使えるのでしょうか。

答
交通事故やけがなど第三者から傷害を受けた

とき、その医療費は加害者が負担するのが原則です。しかし、国保を使って治療を受けることもできます。

国保を使う場合、交通事故にあつたらすぐに警察に届けると同時に、市保険年金課にも必ず届け出て下さい。ただし、無免許運転や飲酒運転、無謀運転等による事故の場合には、国保の給付を制限されることがあります。

国保で治療を受けた場合、加害者が負担すべき医療費を国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保が被害者になりかわって加害者(保険会社)に請求します。

なお、老人保健の適用を受けている人は、国保・社保の種類に関係なく市保険年金課への届け出が必要です。

所得の申告は必ずしましょう

国民健康保険料を計算するため、所得の多少にかかわらず所得の申告時期には必ず申告をしてください。ただし、確定申告書、市県民税の申告書を出した人、および事業所からの給与支払報告書の提出をしている人は除きます。

災害や長期入院などで、国民健康保険料を納めることが困難になった場合には、保険料を減免する制度もあります。詳しくは、市課税課(☎224111)へお問い合わせください。

更新はすみましたか

老人医療にかかる医療受給者証の有効期間が昭和63年1月31日までに満了している人は、市保険年金課または各出張所(出張所管内に住んでいる人)で早急に更新の手続きをしてください。その際には必ず、旧医療受給者証を持参してください。

手続きに必要なもの

手続きに必要なもの

◆住所が変わったとき

- 印鑑
- 保険証

◆世帯主や氏名が変わったとき

- 印鑑
- 保険証

◆世帯主が分かれたり、一緒になったとき

- 印鑑
- 保険証

◆修学のため、子供に別の保険証が必要なとき

- 印鑑
- 保険証
- 在学証明書

◆修学を終え、親もとに帰ってきたとき

- 印鑑
- 保険証



◆保険証をなくしたとき

- 印鑑
- 身分を証明するもの

◆退職者医療制度に該当したとき

- 印鑑
- 保険証
- 年金証書

◆転出するとき

- 印鑑
- 保険証

◆職場の健保に入ったとき

健保の扶養家族になったとき

- 印鑑
- 国保と健保の保険証または証明書

◆死亡されたとき

- 印鑑
- 保険証

◆生活保護を受けるようになったとき

- 印鑑
- 保険証



医療費の自己負担分を助成します

福祉医療制度

該当する人は、受給者証の申請を
してください。

●重度心身障害者医療

○対象 身体障害者手帳3級以上、
および障害（基礎）年金1級程度
の障害のある人で、所得額が次の
額以下である人
〈扶養親族がない場合〉135万7千
円 〈扶養親族がある場合〉扶養親
族が1人増すごとに、前記の額に
33万円を加算した額

●乳児医療

○対象 乳児（満1歳の誕生日の属
する月の末日まで）。ただし、所得
税が年86,400円（4月1日以降は
94,500円）以下の世帯

●母子家庭医療

○対象 義務教育終了前の児童を養
育する母子家庭の母および当該児
童、または父母のいない義務教育
終了前の児童で、市民税所得割が
非課税の世帯

●受給者証の申請手続き

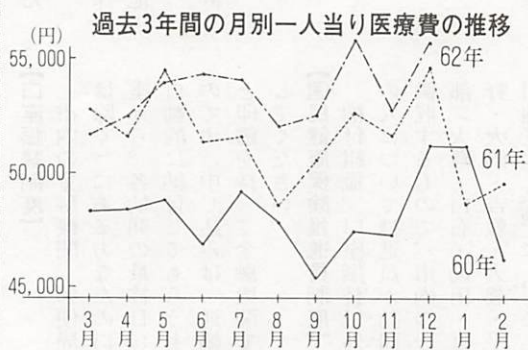
健康保険証、印鑑、身体障害者手
帳または年金証書、1月2日以降
に転入した人は所得を証明するも
のを持って、市保険年金課（☎22
-4111）へ。

※他の制度により医療費の助成を受
けている人は対象となりません。

老人保健の手続き

こんなとき	いるもの	いつ
70歳になったとき	被保険者証、印鑑	70歳の誕生日
一定の障害のある 人が65歳になった とき	被保険者証、印 鑑、障害の程度 を証明するもの	65歳の誕生日
65歳～69歳の人 が一定の障害になっ たとき	同上	身体障害者手帳 等の交付を受け たらすぐに
住所が変わったとき	健康手帳、印鑑	すぐに
被保険者証に変更 があったとき	被保険者証 健康手帳、印鑑	すぐに
転出するとき	健康手帳、印鑑	すぐに
死亡したとき	同上	14日以内

※手続きは、市保険年金課（☎22-4111）または、各
出張所へ



お年寄り

老人保健で受診を

70歳以上の人がおおよび一定の
障害の状態にある65歳から69
歳までの人は、老人保健法に
よる医療の給付を受けること
になっています。ただし、老
人保健法による医療の給付は

国保や健保などの医療保険に
加入していることが前提です。
医療給付以外の給付は、この
医療保険から受けることにな
ります。手続きをして、健康
手帳（老人医療受給者証）の

交付を受けてください。
届け出の手続きをせずにそ
のまま医療機関にかかっ
ていた場合、医療費を返
していただく場合があります
（ご注意ください）。

児童手当の受給資格

4月から
変わります

受給資格は「18歳未
満の児童を2人以上養
育し、そのうち1人以
上が義務教育就学前の
児童（病弱、発育不全
等により就学困難と認
められる児童で15歳未
満のものを含む）であ
ること」となります。

児童手当の支給対象となる
児童は第2子以降の義務教育
就学前の児童で、第2子が2
千500円、第3子以降が5千円
です。

具体的というと、次のよう
になります。

小1	18歳		15歳		10歳	
	○5歳 ●3歳	○8歳 ●5歳	○5歳 ●3歳	○8歳 ●5歳	○5歳 ●3歳	○8歳 ●5歳
手当額	2,500円		5,000円		7,500円	
					10,000円	

●…第2子(2,500円) ●…第3子以降(5,000円)

4月から新たに該当する人
や増額となる人は、今すぐ市
保険年金課6番窓口または各
出張所で手続きをしてくださ
い。

63年度狂犬病予防注射

生後3か月以上の犬は、毎年度1回の登
録と狂犬病予防注射が義務づけられていま
す。都合の良い場所で、必ず受けてください。
（4月11日以降の日程は次号に掲載します）
○登録料 2,100円 ○注射料 2,400円
（ただし、獣医師方での個人注射の場合の
注射料は3,400円）

月日	地区	場 所	時 間	
4月4日(月)	宮野	中恋路公会堂	9:30~10:00	
		桜島公会堂	10:20~11:00	
		新橋バス停横	13:20~14:00	
	佐山	新熊坂公会堂	14:20~15:00	
		須川公民館	9:30~10:00	
		本由良駅前	10:20~10:40	
4月5日(火)	宮野	佐山東公民館	11:00~11:30	
		渚会館	13:10~13:40	
		出張所	14:00~15:00	
4月6日(水)	嘉川	折本公会堂	9:30~10:30	
		護国神社前	10:50~11:30	
		泉公会堂	13:30~14:00	
		大蔵	勝井下公会堂(勝井助男七前朝田荘)	9:00~9:20
			和田公会堂	9:40~10:00
			中矢原公会堂	10:20~11:40
	嘉川	周布町雇促進住宅周布宿舎	13:30~14:00	
		出張所	14:20~15:30	
		平川	台福良公会堂	9:30~10:30
			岡公民館	11:00~11:30
			出張所	13:10~13:40
		嘉川	免地橋	9:20~9:50
万福寺	10:10~10:40			
上高根公会堂	11:00~11:30			
深溝公会堂	13:10~13:40			
寄江公会堂	14:00~14:20			
出張所	14:40~15:30			
4月7日(木)	嘉川	相原嘉川漁協前	14:50~15:00	
		秋穂一島	仁光寺公会堂	9:30~10:00
			南公会堂	10:30~11:20
			長浜公民館	13:10~13:30
		大蔵	岩屋富重宅前	14:00~14:10
			出張所	14:40~15:30
	名田島		中尾公民館	9:30~9:50
		四の宮境内	10:10~10:40	
		中村古四の宮境内	11:00~11:30	
	大蔵	木崎出雲大社分所	13:30~14:00	
		出張所	14:30~15:30	
		大蔵	島上会館	9:30~10:20
新開西会館			10:40~11:30	
向山下三神社			13:10~13:30	
大蔵		出張所	14:00~15:00	
	大蔵	瑠璃光寺駐車場	9:10~9:40	
		天花畑公民館	10:00~10:20	
下野小路福祉センター		10:50~11:30		
大蔵	金古曾町サビエル公園	13:30~14:30		
	大蔵	和西会館	9:30~10:30	
		山口市農協鑄銭司支所	10:50~11:40	
今宿東会館		13:20~13:50		
大蔵	出張所	14:10~15:00		

市職員の給与等の状況

(8) 職員手当の状況

区分	山口市			国		
	(62年度支給割合)			(62年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.4月分	0.5月分	6月分	1.4月分	0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
退職手当	(支給率) 自己都合	勤奨・定年	(支給率) 自己都合	勤奨・定年		
	勤続20年 21.0月分	34.3333月分	勤続20年 21.0月分	28.875月分		
	勤続25年 28.375月分	46.3668月分	勤続25年 33.75月分	44.55月分		
	勤続35年 48.125月分	65.6834月分	勤続35年 47.5月分	62.7月分		
	最高限度額 60.0月分	65.6834月分	最高限度額60.0月分	62.7月分		
	その他加算措置 制度なし		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
	退職時特別昇給 2号給	勤奨・定年退職者2号給	退職時特別昇給 1号棒			

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本帳 (62.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 60年度の 人件費率
61年度	人 121,942	千円 23,605,204	千円 76,473	千円 5,977,659	% 25.3	% 26.6

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
62年度	人 863	千円 2,928,405	千円 500,656	千円 1,231,649	千円 4,660,710	千円 5,400

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は12月市議会補正後の予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	295,917円	339,648円	42.11歳

(63年1月1日現在)

(4) 職員の初任給の状況 (63年1月1日現在)

区分	山口市	国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	130,100円	151,400円
	高校卒	105,900円	117,900円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	226,100円	269,000円	312,800円
	高校卒	183,200円	226,100円	269,000円

(63年1月1日現在)

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (63年1月1日現在)

区分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任主事 主任技師	吏員	吏員	吏員以外の職員	
職員数	20人	65人	98人	149人	105人	45人	41人	7人	530人
構成比	3.8%	12.3%	18.5%	28.1%	19.8%	8.5%	7.7%	1.3%	100%
1年前の構成比	4.5%	12.0%	16.9%	5.1%	40.5%	11.6%	8.6%	0.8%	100%

(注) 1. 山口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	一般行政職	
	職員数 (A)	535人
61年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	16人
	比率 (B/A)	3.0%

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	46.3%
特殊勤務手当 (61年度)	支給対象職員1人当たり平均支給年額	115,441円
	手当の種類(手当数)	29
	代表的な手当の名称	税務事務従事手当 環境衛生業務手当 福祉事務手当 消防作業手当

区分	支給総額	
	61年度	159,482千円
時間外勤務手当	職員1人当たり支給年額	183千円
	60年度	146,012千円
	職員1人当たり支給年額	168千円

(63年1月1日現在)

区分	山口市	国の制度との異同	国
扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人まで4,500円、配偶者がいない場合扶養親族のうち1人10,000円 その他の扶養親族 1,000円	同	同 左
住居手当	借家………2,000円~18,000円 持家………2,000円 (新築5年間3,500円) その他………2,000円	異	借家(家賃が11,000円以上の者)最高18,000円まで 持家………1,000円 (新築5年間2,500円)
通勤手当	交通機関全額支給限度月21,000円、交通用具…片道2kmから27km以上まで11区分を月額2,700円から18,100円	一部異	交通機関全額支給限度、月21,000円 交通用具…片道2kmから20km以上まで5区分を2,000円から10,400円まで

(9) 特別職の報酬等の状況 (63年1月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 720,000円
	助役 580,000円
	収入役 500,000円
報酬	議長 340,000円
	副議長 285,000円
	議員 265,000円

区分	給料月額等		
	(62年度支給割合)	期末	勤勉
期末・勤勉手当	市長	6月期	1.4月分
	助役	12月期	1.9月分
	収入役	3月期	0.5月分
	計	3.8月分	1.1月分
期末手当	(62年度支給割合)		
	議長	6月期	1.4月分
	副議長	12月期	1.9月分
	議員	3月期	0.5月分
	計	3.8月分	

催し物とお知らせ

市民会館整備記念行事

12月から行われていた市民会館の機能整備工事が3月31日で終わり、4月から整備記念行事が下記のとおり開催されます。

なお、ここで紹介するのは4月分だけで、詳しくは別途配布しますチラシを参考にしてください。

- 4月1日山口ブラスンサイエティ演奏会、11日文化講演会—NHK解説委員小浜維人、22日文化講演会—絵本作家・やなせたかし、27日前橋汀子バイオリンリサイタル
- 問い合わせ 市教育委員会社会教育課 (☎22-4111) へ

永代橋の架け換え工事完成

大変長い間ご迷惑をおかけしてました一般県道山口秋穂線・永代橋の架け換え工事が完成し、3月17日正午から、供用開始できるようになりました。

表示登記の無料相談会

- 日時 4月1日(金)午前9時～午後3時
- 場所 県土地家屋調査士会
- 相談内容 土地の分筆、合筆や地目変更、建物の新築や滅失など不動産の表示登記に関すること
- 問い合わせ 県土地家屋調査士会(駅通り二丁目9-15 ☎22-5975) へ

国有財産売ります

- 所在地 湯田温泉四丁目1349外2
- 物件 土地634.24㎡、工作物1個
- 入札日時場所 3月29日(火)14:00締切、山口営林署公売会場
- 現地説明日時場所 3月23日(水)午前11時から現地
- その他 入札には入札金額の5/100以上の入札保証金が必要です。
- 詳細については山口営林署庶務課管理係(☎22-0386)へおたずねください。

訂正

市報3月1日号5ページ4段目の本文中、最後から4行目「昭和65年度開校予定の平川小学校」とあるのは「平川中学校」の誤りでした。

ルネ・マグリット展



大家族

ルネ・マグリット (1898～1967) は、ベルギー生まれの画家で、ベルギーのシュルレアリスム運動の枠内に留まることなく、描かれるものの可能性そのものを探求してきました。

今回のマグリット展は、没後20周年を記念してローザンヌ、ミュンヘンで開催された巡回展に出品された作品を基礎に、油彩約80点と、グアッシュ、デッサン、オブジェなど総点数120点、さらに資料約50点を加えて構成される、マグリット芸術の全貌をうかがおうとする本格的回顧展です。

- 会期 4月8日(金)～5月15日(日)午前9時～午後4時半(入館は午後4時まで、月曜日は休館)
- 会場 県立美術館
- 入場料 一般900円(700円)、高大生700円(500円)、小中生400円(300円) ()内は前売りまたは20人以上の団体料金

電話加入権の公売

- 日時 3月25日(金)午前10時～
- 場所 市役所第2会議室(2階)
- 公売する電話加入権 山口27局4351番、25局3295番、22局1972番
- 持参品 印鑑、入札予定金(最低公売価格55,000円)
- 問い合わせ 市納税課整理係(☎22-4111) へ。当日までに市税の納入があった場合は、中止することがあります。

募集コーナー

亀山公園の愛称

市役所の近くにある亀山公園は、公園区域が広いので、行事等で利用される方々に会場がわかりにくいなどの不便をおかけしていますので、パークロード東側に整備した公園を、これまでの亀山公園と区別するため、次のとおり愛称を募集します。

- 募集箇所 パークロード東側の公園
- 対象 市内に居住する人
- 応募方法 わかりやすく、親しみのある愛称を、官製はがきで、住所、氏名、年齢を明記して応募のこと。
- 応募期間 4月15日まで
- 応募先 市都市計画課(亀山町2-1 ☎22-4111) へ

不燃物の収集日 出張所地区

〈4月〉 1日嘉川、4日佐山、5日陶・鑄銭司、6日秋穂二島・名田島、14日大内、18日小鯖、19日平川、21日吉敷、22日仁保、26日宮野、28日大歳

少年ラグビースクール会員

- 対象者 小学校1年生～6年生
- 練習場 維新公園ラグビー場
- スクール開始 4月9日(土)
- 練習日時 毎週土曜日午後2時30分～5時
- 年会費 新入会員7,000円(入会金を含む)、既会員4,000円
- 入会手続 4月9日上記練習場で2時から受け付けます。
- 問い合わせ 山口少年ラグビースクール事務局(☎24-1025) へ

市の消費生活モニター

市では、主婦の方を対象に昭和63年度の消費生活モニターを募集します。

- 仕事の内容 市がお願いする調査や質問に答えたり、研修会などに参加してもらうほか、消費生活上の苦情や意見を随時連絡してもらうこと
- 募集人員 30人
- 申し込み 3月28日までに、市商工観光課または各出張所に備え付けの申込書で市商工観光課(☎22-4111) へ

少年の家出を防ごう

3月15日から4月14日まで、「家出少年発見保護活動強化月間」です。春は、進学・就職等に伴う環境の変化や心理的動揺から、少年の家出が目立ちます。

少年の家出は、家出中非行に走ったり、暴力団の誘いを受けたたり、犯罪の被害者となるなど非常に危険です。

昭和62年中山口警察署に届出された家出人捜索願は36人(男13人、女23人)もありました。市民の皆さんに次の点についてご協力をお願いします。

- 家庭では：親が子供の手本になっていませんか？ だらんのある家庭を作ること
- 地域では：家出らしい少年を見かけた時は、すぐ警察に連絡してください。
- 子供のことでの悩みは、遠慮なく警察署少年係に相談してください。秘密は守ります。

不動産の無料相談会

無料相談会

- 日時 4月8日(金)午前10時～午後4時
- 場所 ちまきや3階会場
- 相談内容 ①適正な価格・地代・家賃の決め方について②その他不動産に関するあらゆる相談

主催 日本不動産協会 山口県部会